

千葉県立病院看護職員等借上宿舎管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県立青葉病院及び千葉県立海浜病院（以下「病院」という。）に勤務する看護職員等を居住させるために民間事業者等から借り上げた住宅（以下「宿舎」という。）の管理、運営及び入居規律等について必要な事項を定めることにより、宿舎の管理に資することを目的とする。

(名称)

第2条 宿舎は、千葉県立病院看護職員等借上宿舎と称する。

(位置)

第3条 宿舎の所在地及び戸数は、別に定める。

(管理者)

第4条 宿舎の管理者は、各病院の院長と定める。なお、入居者の管理及び宿舎の運営事務は、各病院の事務局において行う。

2 前項の管理運営業務は、管理会社に代行させることができる。

(入居者の義務)

第5条 入居者はこの要綱を遵守しなければならない。

(入居の資格)

第6条 宿舎へ入居できる者は、原則として、千葉県病院局の単身の新規採用看護職員等（内定者を含む。）とし、市外出身者を優先とする。

2 前項に該当しない者の入居資格については、管理者がその都度決定するものとする。

(入居の申請)

第7条 宿舎に入居を希望する者は、「千葉県立病院看護職員等借上宿舎入居申請書」（第1号様式）を管理者に提出しなければならない。

(入居の承認)

第8条 管理者は、前条の申請のあったときは、第6条によりその適否を判断し、適当と認められる場合には、「千葉県立病院看護職員等借上宿舎入居承認書」（第2号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(入居の期間)

第9条 宿舎への入居期間は、原則として、採用後最初に到来する3月末日までとする。ただし、空室がある場合はこの限りでない。

(入居期間の更新)

第10条 入居者は、前条の入居期間の満了後も引き続き入居を希望する場合は、期限到来の2か月前までに「千葉県立病院看護職員等借上宿舎入居更新申請書」（第3号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請のあったときは、入居者の状況によりその可否を決定し、「千葉県立病院看護職員等借上宿舎入居更新承認書」（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(室料等)

第11条 貸与する居室の室料は、当該居室の実家賃の1/2とする。

2 入居者は、前項の室料、入居に伴う共益費及び管理費を負担する。

3 月の途中で入居し、又は退居する場合の室料は、日割り計算とする。

4 管理者は、第2項の規定により入居者が負担する額（以下「本人負担分」という。）を入居者の給与より控除するものとする。

5 本人負担分は、契約更新時に変更することができる。

（光熱水費の負担）

第12条 自室の光熱水費は入居者において負担する。

（入居者の生活規則）

第13条 入居者は、次の各号を守らなければならない。

（1）入居者は、宿舍を居住以外の用に供してはならないこと。

（2）居室は、1人1室とし、他者との同居はしないこと。

（3）入居者は、宿舍の全部又は一部を第三者に貸してはならないこと。

（4）入居者は、火災、漏水等を起こさないよう細心の注意を払わねばならないこと。

（5）自室の清掃は各自で行ない、常に清潔に保つこと。

（6）敷地内、ベランダ等に固定物を設け、又は敷地内の現状に変化を加えないこと。

（7）内外壁、窓ガラス及び共用部分に広告・張り紙等を行わないこと。ただし、管理者の承諾を得たときはこの限りでないこと。

（8）重量物、発火・爆発のおそれのあるもの等を持ち込まないこと。

（9）共用部分及びベランダは、それぞれの用法に従って使用し、物品を放置しないこと。

（10）ペット等の飼育はしないこと。

（11）部屋の鍵を付け替えないこと。やむを得ない事情により鍵を付け替える必要がある場合には、事前に管理者まで申し出ること。鍵の付け替えに伴う費用は、入居者において負担する。

（退居の申請）

第14条 宿舍を退居しようとする者は、退居の日の2か月前までに、「千葉市立病院看護職員等借上宿舍退居届」（第5号様式）を管理者に提出し、居室及びその付属物の検査を受けなければならない。

（退去時の原状回復義務）

第15条 入居者は、居室を原状に回復して明け渡すものとする。

2 前項に伴うハウスクリーニング費用及び故意過失による汚損・破損等の修繕費用は、入居者において負担する。

（退居の命令）

第16条 管理者は、入居者が次のいずれかに該当するときは入居者に対して退居を命ずることができる。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）単身者でなくなったとき。

（3）千葉市病院局の職員でなくなったとき。

（4）その他、管理者が特に退居の必要を認めたとき。

2 前項の規定により退居を命ぜられた入居者は、遅滞なく退居しなければならない。

（弁償）

第17条 入居者が宿舍の建造物若しくはその付属物を故意に損壊し、又は貸与された物品を亡失し、所有者から弁償の請求を受けた場合は、管理者は入居者に対し弁償額を請求することができる。

（補則）

第18条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、別途管理者と入居者で協議し、決定するものとする。

る。

附 則

この要綱は 平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は 平成27年7月1日より施行する。

附 則

この要綱は 令和4年11月17日より施行する。

別表 削除